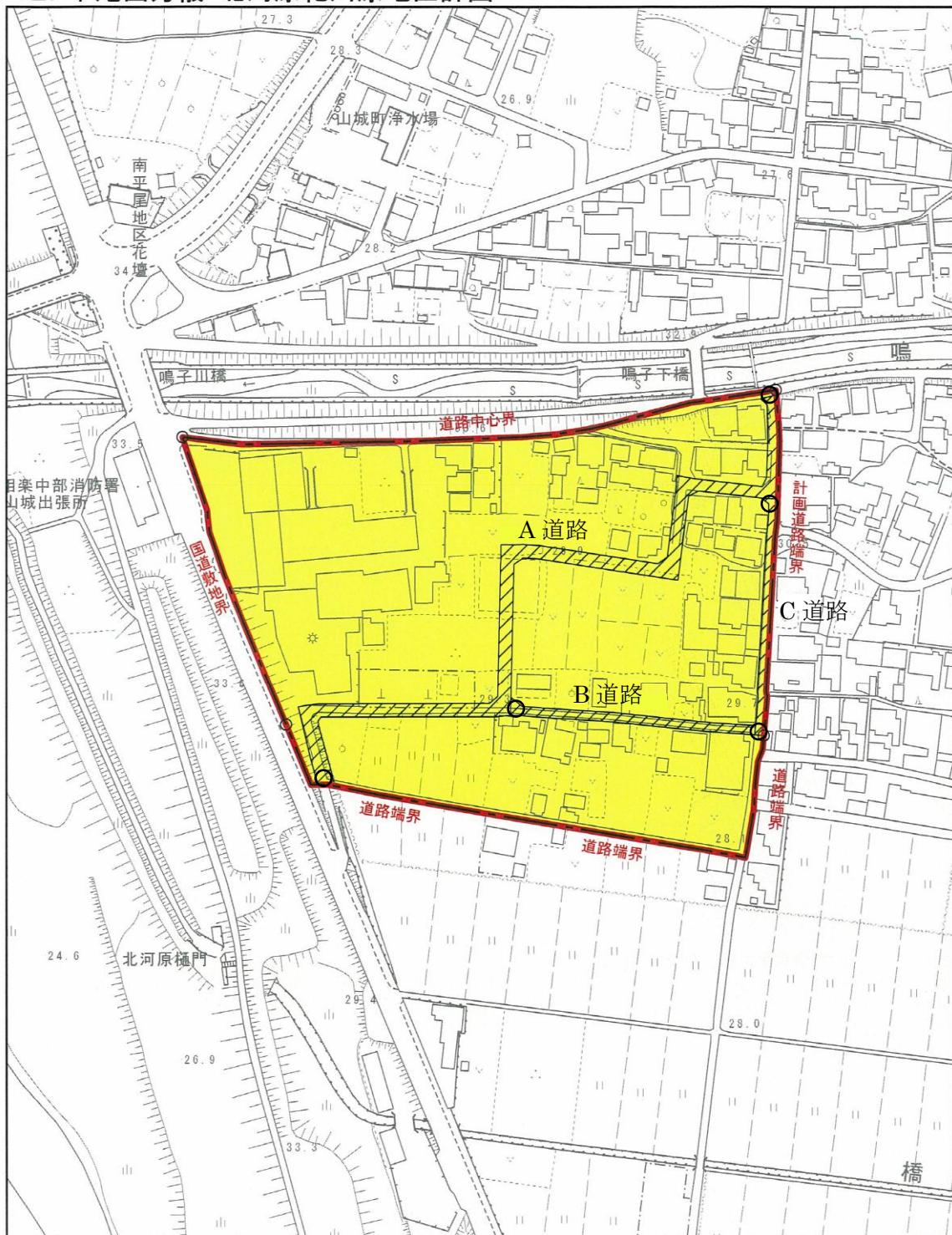


## 平尾西方儀・北河原乾川原地区整備計画

名 称	平尾西方儀・北河原乾川原地区計画	
位 置	京都府木津川市山城町平尾西方儀及び平尾東方儀並びに北河原乾川原及び北河原内畠の各一部	
面 積	約 3. 6 h a	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区 計 画 の 目 標	当地区はJR 棚倉駅から西に約 900m に位置している。将来、人口増加に対応した民間住宅地開発を促進するに際し、基盤が未整備のままスプロールが起こらないよう地区計画を定め、また、建築物等の規制・誘導を図ることにより良好な住宅地の形成を図る。
	土 地 利 用 の 方 針	既成市街地、新市街地とも道路など公共施設を整備し、良好な住宅地の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	区画道路の計画的な配置・整備を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住宅地の整備を図るため、建築物の用途、敷地の最低面積の制限を定め、建築物の混在化や敷地の細分化による住環境の悪化を防ぐ。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路： A 道路 — 延長 約 3 9 0 m ・ 幅員 6 m B 道路 — 延長 約 1 1 5 m ・ 幅員 4 m C 道路 — 延長 約 1 0 5 m ・ 幅員 4 m
	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。  (1) 建築基準法別表第二（ほ）項に掲げる建築物 (2) 運動施設（ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等） (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積が 15 m <sup>2</sup> を超えるもの (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する「風俗営業」、同条第 6 項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」の用途に供するもの (7) 京都府条例「青少年の健全な育成に関する条例」第 23 条第 1 項の規定に定める営業の用途に供するもの
	建築物等の用途の制限	1 2 0 m <sup>2</sup>
	建築物の敷地面積の最 低 限 度	ただし、本地区計画の都市計画決定時（平成 12 年 6 月 9 日告示）において、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの、又は、現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しなくなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合は当該規定は適用しない。

# 計画図

## 12. 平尾西方儀・北河原乾川原地区計画



凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設
	指定なし

表示	用途地域
	第一種住居地域 (200/60)



0 100